

公安委員会
説明資料NO. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（長崎県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成25年3月14日
給与厚生課

(略)

公安委員会
説明資料No. 2

平成25年度会計監査実施計画
について

平成25年3月14日
会計課

(略)

第1 ストーカー事案の対応状況

1 認知状況

- (1) 認知件数19,920件で前年比5,302件(36.3%)増加し、法施行後最多
- (2) 被害者と行為者の関係では「交際相手(元を含む。)」が最も多く52.5%

2 対応状況

- (1) ストーカー規制法に基づく対応 (2) 他法令による検挙 (主な罪種)

	20年	21年	22年	23年	24年	増減率		20年	21年	22年	23年	24年	増減率
警告	1335	1376	1344	1288	2284	77.3%	検挙総数	716	759	877	786	1504	91.3%
禁止命令等	26	33	41	55	69	25.5%	殺人(未遂を含む)	11	11	7	7	3	-57.1%
仮の命令	0	0	0	0	0	-	暴行	50	70	73	62	141	127.4%
警察本部長等の援助	2260	2303	2470	2771	4485	61.9%	傷害	106	93	160	120	243	102.5%
ストーカー規制法違反検挙	244	263	229	205	351	71.2%	脅迫	88	87	106	90	277	207.5%
ストーカー行為罪	243	261	220	197	340	72.6%	窃盗	35	44	35	34	46	35.3%
禁止命令違反	1	2	9	8	11	37.5%	器物損壊	78	94	93	91	160	75.8%
							住居侵入	111	124	147	125	270	116.0%
							軽犯罪法	25	23	27	29	37	27.6%
							銃刀法	35	30	33	39	49	25.6%
							迷惑防止条例	29	35	31	41	48	17.1%

第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

1 認知状況

認知件数43,950件で前年比9,621件(28.0%)増加、法施行後最多

2 対応状況

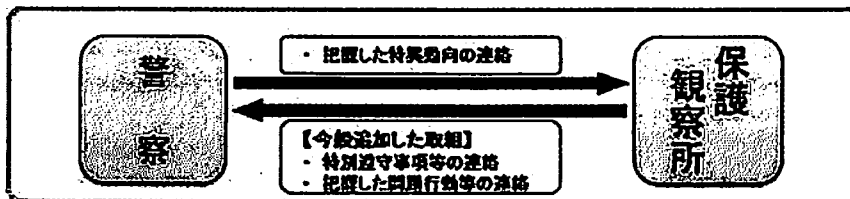
- (1) 配偶者暴力防止法に基づく対応 (2) 他法令による検挙 (主な罪種)

	20年	21年	22年	23年	24年	増減率		20年	21年	22年	23年	24年	増減率
警察本部長等の援助	7225	8730	9748	10290	13059	26.9%	検挙総数	1650	1658	2346	2424	4103	69.3%
保護命令違反検挙	76	92	86	72	121	68.1%	殺人(未遂を含む)	77	44	49	46	55	19.6%
裁判所からの書面提出要求	2618	2722	2774	2460	2985	21.3%	傷害致死	7	1	2	0	3	-
裁判所からの保護命令通知	2534	2429	2428	2144	2572	20.0%	傷害	87	853	1170	1142	1942	70.1%
							暴行	504	552	648	675	1809	65.0%
							脅迫	22	21	35	27	121	348.1%
							住居侵入	24	22	38	32	49	53.1%
							逮捕監禁	12	9	7	13	9	-30.8%
							器物損壊	35	43	54	56	89	58.9%
							暴力行為処罰法	23	32	45	40	81	102.5%
							銃刀法	16	27	33	27	32	18.5%

第3 今後の対応

これまでの発生事案を踏まえ、次の取組を推進する。

- 1 保護観察付執行猶予者に関する保護観察所との情報共有 (平成25年4月運用開始)



- 2 被害者の意思決定支援手続 (平成25年2月全国導入を指示)
 被害者自身にこの種事案の危険性を認識してもらい、より早期かつ的確な事案対応を図るため、被害者の意思決定支援手続を準備が整った都道府県警察から順次導入。
- 3 危険性判断チェック票の導入 (平成25年度)
 外部の司法精神医学に関する有識者に委託し、科学的・専門的な知見を取り入れた危険性判断チェック票を全国導入予定 (本年2月に第3回試行を全国で実施。現在、その作成に向けてデータ分析等を実施中。)
- 4 その他
 加害者対策の検討や自治体等との連携強化による避難場所の確保等の取組を推進予定。

警察庁が提供した自殺統計原票データにより、内閣府が集計・分析した結果について「自殺の状況」として内閣府と警察庁が共同で公表している。

平成24年中の概要は以下のとおり。

1 自殺者数の状況

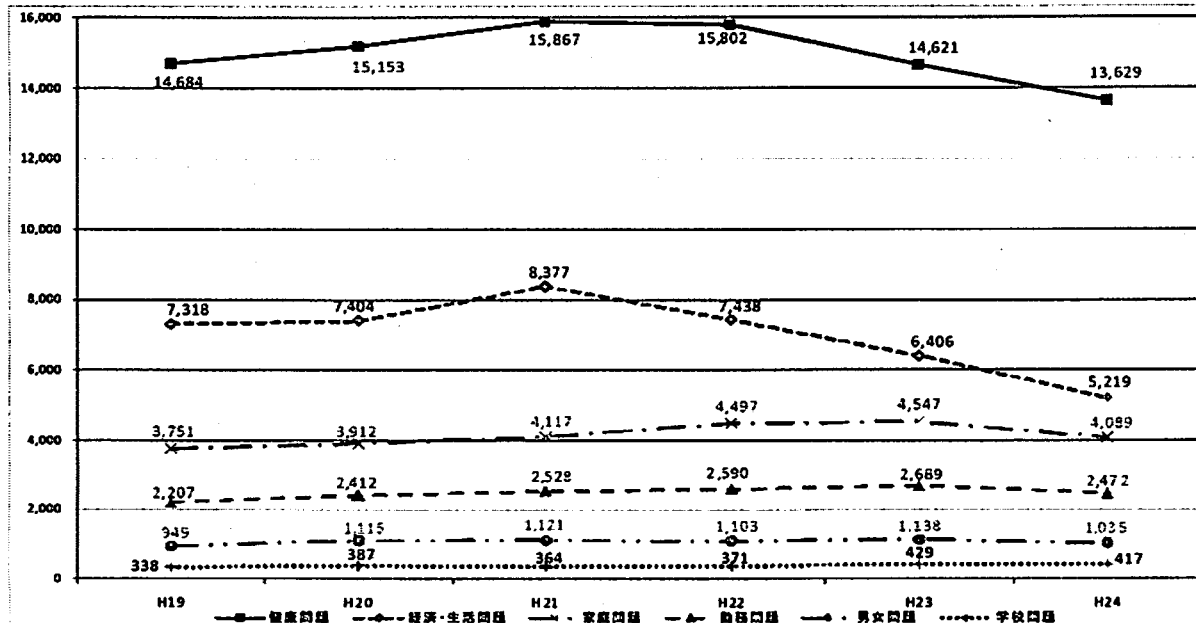
- 平成24年中の自殺者の総数は27,858人（確定値）で、対前年比2,793人（9.1%）減。
- 性別では、男性が19,273人で全体の69.2%を占める。
- 年齢階級別では、「60歳代」が4,976人で全体の17.9%を占め、次いで「50歳代」が4,668人（16.8%）、「40歳代」が4,616人（16.6%）、「30歳代」が3,781人（13.6%）の順。
- 職業別では、「無職者」が16,651人で全体の59.8%を占め、次いで「被雇用者・勤め人」7,421人（26.6%）、「自営業・家族従業者」が2,299人（8.3%）、「学生・生徒等」が971人（3.5%）の順。

	総数	少年	成人							不詳
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	
平成24年	27,858	587	3,000	3,781	4,616	4,668	4,976	3,661	2,411	158
割合	100.0%	2.1%	10.8%	13.6%	16.6%	16.8%	17.9%	13.1%	8.7%	0.6%
平成23年	30,651	622	3,304	4,455	5,053	5,375	5,547	3,685	2,429	181
割合	100.0%	2.0%	10.8%	14.5%	16.5%	17.5%	18.1%	12.0%	7.9%	0.6%
増減数	-2,793	-35	-304	-674	-437	-707	-571	-24	-18	-23

単位:人

2 原因・動機別の状況

- 「健康問題」が約半数を占め最も多いものの、3年連続減少している。
- 次いで「経済・生活問題」が多いものの、3年連続大幅に減少している。

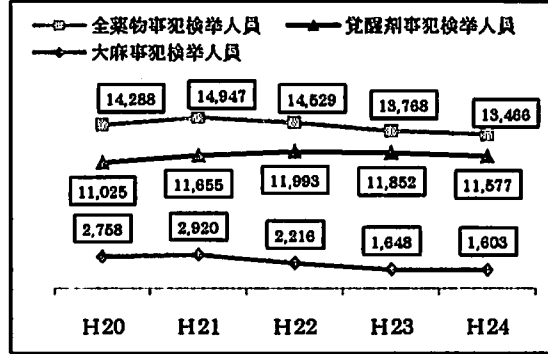


※ 原因・動機は自殺者1人につき3つまで計上

【薬物情勢】

1 薬物事犯の検挙状況

- 覚醒剤事犯の検挙人員は横ばい、大麻事犯は減少傾向。
- 覚醒剤事犯の検挙人員に占める再犯者の割合は、上昇傾向（61.5%、前年比+2.1ポイント）。

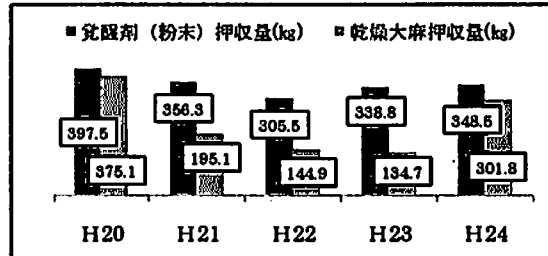


2・4・6頁

5頁

2 主な薬物の押収状況

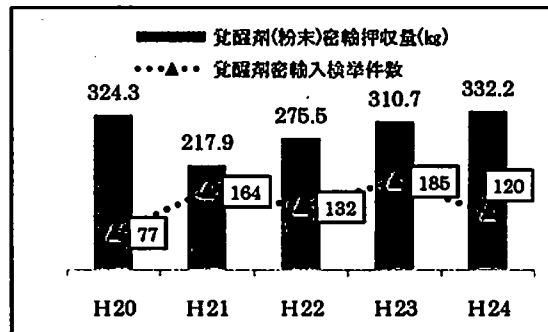
- 覚醒剤(粉末)の押収量は横ばい、乾燥大麻は平成20年以来4年振りに300kg超え。



3頁

3 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況

- 検挙件数は前年比減少、密輸押収量は3年連続増加。
- 約7割は航空機利用の乗客による携帯密輸(いわゆる運び屋)。

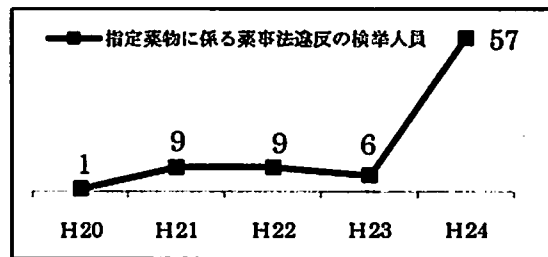


9・10頁

11頁

4 「脱法ドラッグ」対策

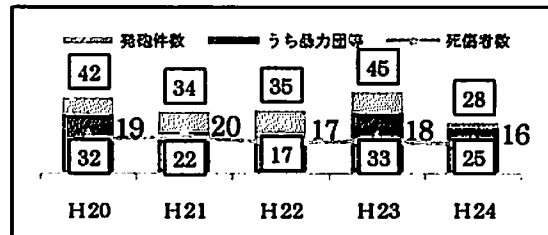
- 各種法令を適用して112人を検挙(指定薬物に係る薬事法違反57人、麻向法違反26人、危険運転致傷5人、自動車運転過失傷害9人、道交法違反5人、その他10人)。
- 指定薬物に係る薬事法違反の検挙人員は、前年比9.5倍に増加。



22頁

【銃器情勢】

- 銃器発砲件数及び死傷者数は、前年比減少。
- 拳銃の押収丁数は、減少傾向。



26・28頁

【今後の取組方針】

- 薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りの強化
- 指定薬物の厳正な取締り及び「脱法ドラッグ」対策の強化
- 様々な捜査手法や拳銃110番報奨制度を活用した拳銃情報の収集と摘発の強化

